第４次日田市国土利用計画

平成 25 年 3 月

日　　田　　市

第４次日田市国土利用計画

平成 25 年 3 月
日　　田　　市

目　次

前　文

第１　市土の利用に関する基本構想
1. 市土の特性と課題の整理 1
(1) 自然的特性 1
(2) 社会的特性 3
(3) 市民意向調査結果に見る市土の特性 8
(4) 土地利用動向 13
(5) 土地利用の課題整理 17
2. 市土利用の基本方針 18
(1) 基本理念と将来像 18
(2) 基本方針 19
3. 利用区分別の市土利用の基本方向 24
(1) 農用地 24
(2) 森林 24
(3) 水面・河川・水路 24
(4) 道路 25
(5) 宅地 25
(6) その他 25

第２　市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 27
2. 地域別の概要 28
(1) 地域区分の設定 28
(2) 市街地地域 29
(3) 田園地域 31
(4) 里山地域 32
(5) 山間地域 34

第３　第１及び第２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
1. 公共の福祉の優先 35
2. 関係法令等の適切な運用 35
3. 地域整備施策の推進 35
4. 市土の保全と安全性の確保 35
5. 環境の保全と美しい市土の形成 36
6. 土地利用転換の適正化 37
7. 土地の有効利用の促進 38
8. 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 39
9. 指標の活用 39

■資料編
1. 策定の経緯 41
2. 策定の経過 42
3. 策定委員会 43
(1) 委員会設置要綱 43
(2) 策定委員会名簿 44

前　文

第４次日田市国土利用計画は、国土利用計画法第８条の規定に基づき、日田市の区域内における国土（以下本計画において「市土」という。）の利用に関する基本的事項について、全国の区域及び大分県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本として、かつ第５次日田市総合計画に即して策定したもので、市土の利用に関する全ての計画の指針となるものである。

なお、この計画は、将来における社会・経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて適切な検討を加え、見直しを行うものとする。

◆国土利用計画とは

○計画策定の目的：第４次日田市国土利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、日田市の土地利用の現状と推移を把握し、自然的、社会的、経済的及び文化的条件について配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを理念として、総合的かつ計画的な市土の利用を図ることを目的として本計画を策定しています。

○計画策定の位置づけ：本計画は、国土利用計画法第 2 条に定める国土の利用に関する基本理念に基づき、国土利用計画全国計画（国土利用計画法第５条）及び第四次大分県計画（国土利用計画法第７条）を基本とし、地方自治法第２条第４項の規定に基づく第５次日田市総合計画の基本構想に即したものとします。

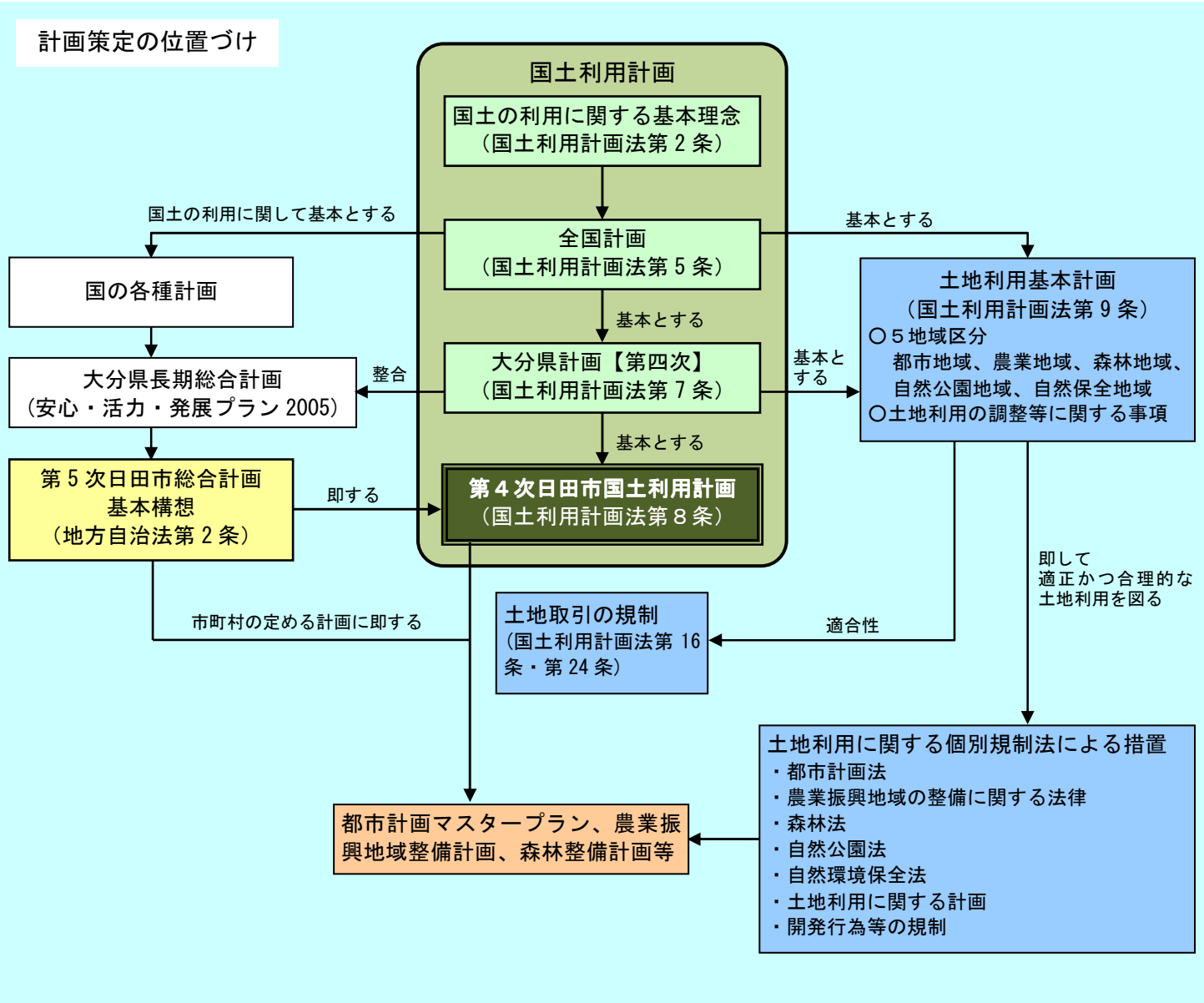

第１　市土の利用に関する基本構想

1. 市土の特性と課題の整理

（1）自然的特性

①地形・傾斜度・土壌等

美しい山々に囲まれ、流れ出る豊富な水が山紫水明の風景を形成しています

日田市は大分県の西部に位置し、福岡・熊本両県に境を接しており、面積は 66,619ha となっています。周囲を自然豊かな阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が日田地域の盆地で合流し、筑後川となって有明海に注いでいます。

市内の平坦地や緩傾斜地は市街地・集落・農用地等にそれぞれ利用されています

日田地域の標高 200m未満の平坦地は、日田盆地を形成し、市街地や水田に利用されています。また、天瀬地域南部の台地上の平坦地や緩傾斜地は、集落地や水田、牧場等に利用されています。

山地は広く褐色森林土に覆われ、生産力の高い優良な林地となっています

山地は、広く褐色森林土※1 に覆われており、谷筋には褐色森林土の中で最も生産力の高い湿性褐色森林土壌※2 も見られ、優良なスギ林地として利用されています。

美しい山々

日田盆地を流れる筑後川

※1　褐色森林土
主に温帯湿潤気候下の落葉広葉樹林帯に分布する褐色の土壌で、性質は変化に富み、有機物の蓄積した黒色の表層と褐色の下層からなる。山地土壌の一般的な土壌である。

※2　湿性褐色森林土壌
褐色森林土の中で最も水分条件に恵まれ、生産性の高い土壌である。腐植層は厚く発達し、斜面下部から谷筋に分布し、優良なスギ林地として利用されている。

②気候

山地型気候区に属し、四季の移ろいが明確など内陸山地の特徴が見られます

九州の気候区分※3 7 区分のうち、山地型気候区に属し、1 日及び年間の寒暖の差が大きく雨量も多く、四季の移ろいがはっきりしていることなど、内陸山地の特徴が見られます。また、雨量は年間を通じて梅雨期に集中しています。

③河川

古くから「水郷ひた」と呼ばれ、水辺に係る独自の歴史文化が継承されています

本市の河川は、日田地域の中心部で筑後川水系の大小の河川が合流し、古くから「水郷ひた」と呼ばれるように自然豊かな水辺に係る独自の歴史や文化が継承されています。また、水資源として農業・水産業・工業・観光等の産業面においても重要な役割を担っています。

鵜飼（県指定無形民俗文化財）

小鹿田焼（重要無形文化財）

※3　九州の気候区分
九州の気候条件は、大きくアジアモンスーン気候区に属し、西日本気象協会では九州の気候を日本海型・山地型・瀬戸内海型・南海型など 7 気候区に分割している。

(2) 社会的特性

①人口・世帯等

人口が減少する中、市街地への集中傾向が見られます

本市の人口は、減少傾向にあり、平成 22 年では 70,940 人となっています。ただし、地域別の人口割合の推移をみると、旧日田市のみ増加が見られ、旧 5 町村では年々減少し、市街地への人口集中がうかがえます。

世帯数は増加から微増傾向へ、世帯当たりの人員は減少傾向が続いています

世帯数は、近年の 10 年で増加傾向から微増へと変化し、旧日田市のみ増加傾向が続いています。これにより、世帯当たりの人員も核家族化や高齢化の進行を反映して減少傾向が続き、平成 22 年では 2.78 人／世帯となっています。

少子化・超高齢社会の到来がうかがえます

年齢 3 区分別人口構成比の推移をみると、出生率の低下等により少子化の進展は依然と続き、老年人口の増加傾向もやや鈍化しているものの、平成 22 年では 29.0%と超高齢社会の到来を示しています。

②産業等

就業人口の減少傾向が続く中、就業構造は第３次産業が中心となっています

就業人口総数は、人口減少や長引く景気の低迷、消費の広域的な流出など、厳しい経済状況を受け、それまでの横這い傾向から減少傾向に転じています。産業別に見ると、第 3 次産業を中心とする就業構造にあって、就業人口の減少による産業の閉塞感は拭えない状況にあります。

高齢化と担い手不足の中、多様な地形と気候を生かした農業が行われています

本市では、平坦地から準高冷地までの多様な地形と気候を生かした農業が行われています。基幹となる作物は水稲で、台地開発を積極的に推進した野菜、果樹、畜産の産地化も図られています。しかしながら、1 戸当たりの耕地面積は少なく、自給的農家や兼業農家の割合が高いことが特徴となっています。また、兼業農家数の減少も大きく、65 歳以上の農業従事者が全体の 6 割を超えるなど、高齢化が顕著に見られます。

水産業については、豊かな水資源を生かした内水面漁業と観光資源としての活用を図っています。

台地に広がる畑作地帯

農地転用状況は、平成 20 年度をピークに減少傾向が見られます

農地転用※4 の許可件数は、平成 20 年度の 155 件をピークに減少傾向を見せています。転用用途別に見ると、住宅及び店舗用地への転用面積は、平成 21 年度以降大きく減少しています。

「日田林業」と称されているが、生産活動の停滞が見られます

本市の林業は、発展とともに下駄、家具、漆器などの木工業も盛んに行われていました。しかしながら、木材需要の低下、生産コストの高騰による採算性の悪化、原木価格の低迷等に伴い、近年では生産活動の停滞が見られます。

商圏の拡大、経営者の高齢化、後継者不足等により店舗数が減少しています

販売額や店舗数等は、減少傾向を示しており、郊外立地型店舗の進出や高速交通網の整備による商圏の拡大、経営者の高齢化、後継者不足等により中心商店街の店舗数が減少するなど、本市の商業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況が続いています。

就業機会の創出のため、企業誘致や労働条件の向上等が求められています

世界的な経済情勢や産地間競争等の影響を受け、特に製造品出荷額等では、平成 20 年からの 2 年間で 200 億円以上の減少となっており、若者の就業機会を確保するため、優良企業の誘致や良質な労働条件の整備等が求められています。

「天領日田」、「水郷ひた」と称されている歴史・文化・温泉の観光資源があります

市内には、豊かな自然や温泉に恵まれ、数多くの観光資源が存在しているものの、近年の観光宿泊者数は年々減少傾向を見せ、好転の兆しが見出せない状況にあります。このような中、観光客のニーズは物見遊山的観光※5 からグリーンツーリズム※6 などの滞在体験型志向に変わりつつあります。

※4　農地転用
農地を宅地など他の用途に転換することで、農地法では転用等に対して規制を設けており、知事や大臣の許可が必要となる。

※5　物見遊山的観光
周遊型の観光で、交通機関を利用してあちこちと見物して回る主に観るだけの旅行スタイルをいう。

※6　グリーンツーリズム
農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、滞在の期間は日帰りから長期的又は定期的場合まで様々である。

③指定等文化財

歴史と伝統ある建造物、製陶技術など、多くの指定等文化財が存在します

今でも天領時代の繁栄ぶりを見ることができる豆田地区は、重要伝統的建造物群保存地区※7の選定を受けており、日隈城の城下町として繁栄した隈地区にも、歴史と伝統ある建造物が多く残されています。また、豊かな自然との深い関わりの中で築かれた製陶技術や棚田による農業が今なお受け継がれている皿山・池ノ鶴地区は、重要文化的景観※8の選定を受けるなど、平成 24 年 11 月 1 日現在、本市には、国の指定・選定・選択・登録 34 件、県の指定・選択 41 件、市の指定 89 件の合計 164 件の指定等文化財が存在します。

豆田地区（重要伝統的建造物群保存地区）

池ノ鶴地区（重要文化的景観）

※7　重要伝統的建造物群保存地区
文化財保護法に規定する文化財種別のひとつで、歴史的な集落、町並みの保存を図るもので、市町村が条例等により決定した伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国が選定したものを指す。

※8　重要文化的景観
景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法の規定に基づき国が選定した文化財である。

④基盤整備等

交通の要衝にあり、主要道路は観光や産業等の様々な交流の基盤となっています

北部九州内陸部の交通の要衝にあり、広域交通の拠点としての特性を持つ大分自動車道をはじめとして多くの主要な道路が走っており、観光や産業等の様々な交流の基盤となっています。特に、中津方面との広域交流軸となる地域高規格道路「中津日田道路※9」が計画中であり、自然や歴史・文化資源などの観光拠点がネットワーク化され、産業振興への波及効果も含めて本市の魅力向上に期待が寄せられています。

自動車への依存度が高く、地域の連携を支える道路の整備・改良が重要です

広大な市域を持つ本市においては、生活面においても自動車への依存度が高く、中山間地域※10の連携を支える道路の整備が重要となっています。

居住環境の改善が必要な市街地など、基盤整備の不十分な地区が存在しています

市街地開発は、3 地区（日田駅周辺 2 地区、三芳駅前）の土地区画整理事業※11が完了しているが、居住環境の改善が必要な市街地や未利用地が介在し基盤整備の不十分な地区等が存在しています。

「水郷ひた」の水辺のふれあい空間として施設の充実や整備が求められています

住民のレクリエーションや憩いの場として、災害時の避難場所として重要な空間となる公園は、子どもから高齢者まで安全で安心して利用できるよう、また、「水郷ひた」にふさわしい水辺のふれあい空間として施設の充実や整備が求められています。

※9　中津日田道路
中津市から日田市に至る総延長約 60km の地域高規格道路で、物流、観光面での利便性向上や災害時の国道 212 号の代替路の役割が期待されており、一部の区間で事業化され開通している。

※10　中山間地域
「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の中間農業地域と山間農業地域の総称であり、食料・農業・農村基本法で定義されているが、一般的には平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域とされることが多い。

※11　土地区画整理事業
土地所有者等から公平に土地の一部を提供してもらい、これを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、全体としての利用増進を図る事業。

「水郷ひた」のきれいな水を保全する公共下水道等の整備が求められています

本市の公共下水道※12は、順次整備が進められており、平成 22 年度末現在の普及率は 62.3%となっています。今後も、下水道の計画的な整備を進めながら市民意識の高揚を図り、公共下水道等や合併処理浄化槽による生活排水処理率を向上する必要があります。

「水郷ひた」のきれいな水

地場産業活性化や雇用機会増加につながる工場適地への企業誘致を進めています

本市は、地場産業の活性化や雇用機会の増加につながる企業誘致に積極的に取り組んでいます。今後も優良企業の立地へ向けて県との連携とともに、優秀な人材、清らかで豊富な水、恵まれた地域資源を提供することが重要です。また、工場等の立地集積が著しい地区では、周辺環境に配慮するため用途地域※13への編入を検討する必要があります。

ウッドコンビナート

※12　公共下水道
主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

※13　用途地域
都市計画法に規定された地域地区のひとつ。用途の混在を防ぐことを目的として住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定め、建築基準法と連動して建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度で、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

（3）市民意向調査結果に見る市土の特性

市民意向調査は、本市の土地利用やまちづくりに対する意見等の把握を目的として、市内に居住する 20 歳以上の男女 2,153 人を無作為に抽出し、平成 23 年 10 月に実施しました。有効回収率は、44.7%となっています。なお、表・グラフ中の文言については、一部簡略化して表現しています。

①今後のまちづくりについて

今後のまちづくりは、産業振興と子育て・医療福祉の充実が大切と思っている

今後のまちづくりで大切にしたいこととしては、「まちの賑わい・雇用の促進・地域ブランドの確立・活力ある産業」（35.0%）と、「思いやり･健康増進･子育て支援･医療福祉の充実」（31.6%）が共に３割を越える高い値を得ています。

産業振興について答えた人は、40 歳・50 歳代が最も多く、子育て支援・医療福祉の充実については、30 歳代、70 歳代において最も高い値となっています。

	回答数（件）	構成比（%）
1 思いやり･健康増進･子育て支援･医療福祉の充実	304	31.6
2 こころのゆとり･ｽﾎﾟｰﾂ振興･文化,交流の促進	45	4.7
3 豊かな自然･環境にやさしいまちづくり	128	13.3
4 賑わい･雇用促進･地域ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ確立･活力ある産業	**337**	**35.0**
5 安心安全･道路､公園等都市基盤整備･情報化推進	54	5.6
6 市民と行政の協働･男女共同参画の推進	10	1.0
7 行政ｻｰﾋﾞｽの拡充･情報公開･行政改革の推進	44	4.6
8 わからない	13	1.3
9 その他	17	1.8
無回答	11	1.1
合　計	963	100.0

都市基盤面では地域特性を活かしたまちづくりを重点的に行うと思う人が多い

都市基盤・生活基盤の分野においては、「歴史や地域の特性を活かしたまちづくり」（274 件）が最も多く、次いで「乗合バスなどの市民生活に必要な交通手段」、「災害に強いまちづくり」が何れも 200 件を越える回答となり、最も重点的に行うべきだと考えられています。また、これらの回答については、50 歳代～70 歳以上の高齢層で高い値となっています。

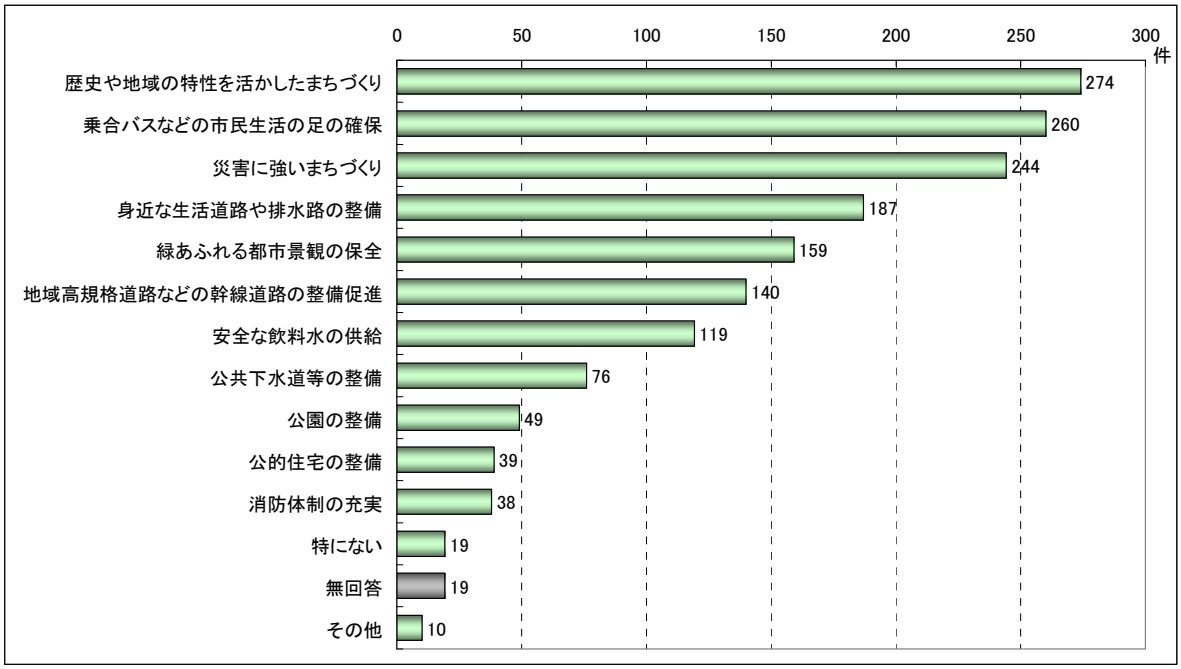

②土地利用のあり方について

開発について容認と慎重の回答が大きく二分化

開発については、「地域の発展につながるなら開発を優先すべき」（46.3%）が最も多く、「開発を優先すべき」と合わせると、開発容認の回答が過半数に達しています。一方、「開発も大事だが、できるだけ農地や自然の保護を優先すべき」（34.1%）が第２位となり、「農地や自然の保護を優先すべき」と合わせると、開発に慎重な回答も４割以上となり、大きく二分される結果となっています。

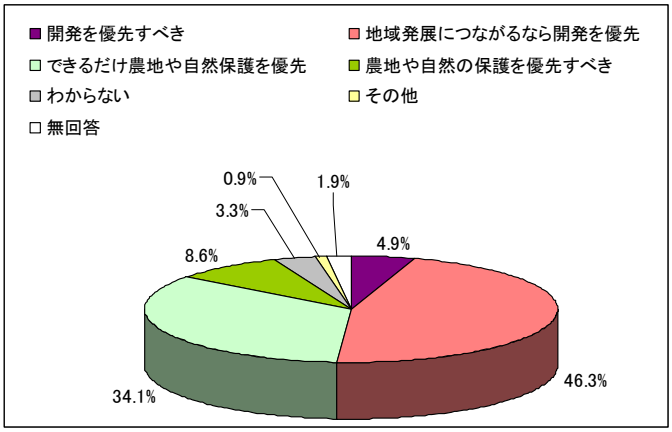

郊外の大型商業施設について利便性と活性化につながるので賛成の意向が多い

郊外部の大型商業施設建設については、「騒音や交通渋滞などの対策を充分にとれば、便利になるので賛成」（41.1%）が最も多く、２位「まちの活性化につながるので賛成」（31.3%）と合わせると、７割以上の人が賛成の意向を持っています。年齢別では、「騒音や交通渋滞などの対策を充分にとれば、便利になるので賛成」の意見は 50 歳代で最も多く、「市街地の衰退につながるので反対」の意見は、年齢が高くなるほど割合が高くなっています。

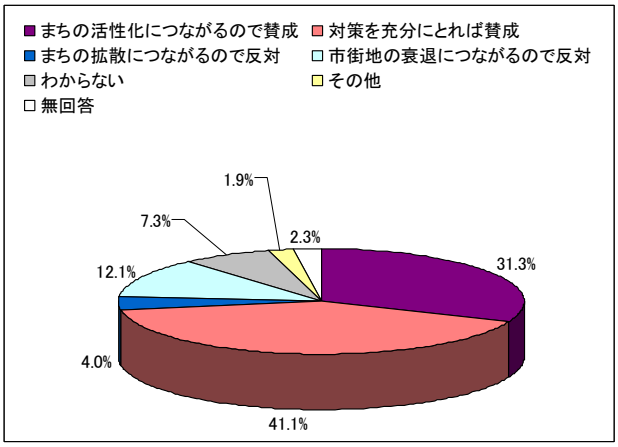

公共施設整備について既存を再生利用するなど新たな整備に慎重な考えが多い

公共的な施設の整備については、「現在の施設をできるだけリニューアルして利用するべき」（59.5%）が最も多く、２位の「今後は、公共的な投資は極力行うべきではない」も合わせると、７割を超える回答者が新しく施設整備を行うことに慎重な考えを示しています。

地区別では、「現在の施設をできるだけリニューアルして利用するべき」の割合が特に高かった地区は天瀬地区で、「今後は、公共的な投資は極力行うべきではない」の割合が最も高かったのは前津江地区となっています。

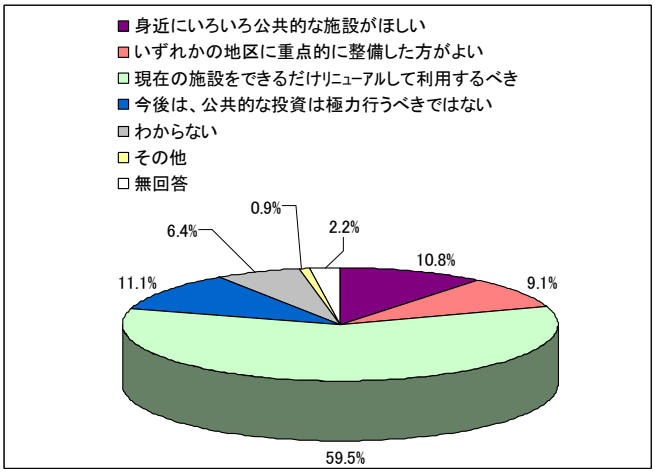

災害への不安について、近年頻発する自然災害に対する不安が大きい

災害に対する不安については、「台風や集中豪雨などによる浸水災害に対する不安がある」（32.6%）が第１位、「住んでいる地域の地盤が弱いので、大規模な地震や集中豪雨に対する不安がある」（25.1%）が第２位となるなど、近年頻発する自然災害に対する不安が大きいことが伺えます。地区によっては、浸水災害や地震・集中豪雨等、不安の種類も感じ方も大きく異なっています。

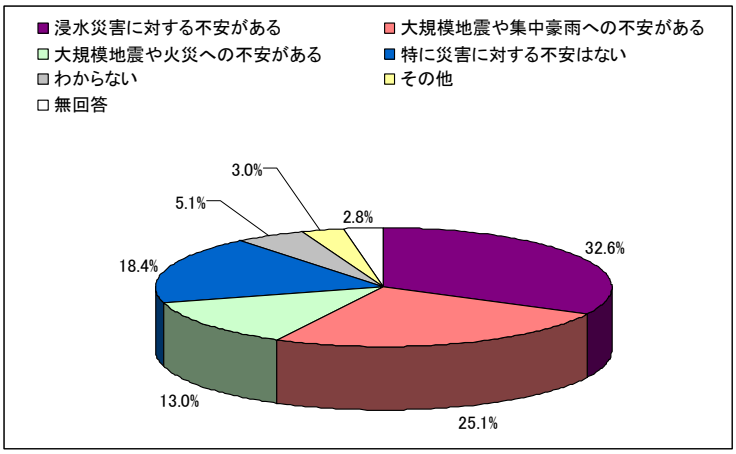

過疎化や高齢化により森林や田畑の管理が困難になってきたと答えた人が多い

田畑や里山の管理について、田畑を所有すると思われる回答者では、「過疎化や高齢化により、森林や田畑の管理を行うことが困難になってきた」（26.5%）が最も多く、次いで「所有している田畑や里山の管理は自分で行うか、知人に依頼して適切に行っている」（18.5%）の順で続いています。年齢別では、森林や田畑の管理を行うことが困難と思う人は、年齢が高くなるほど値も大きくなっています。

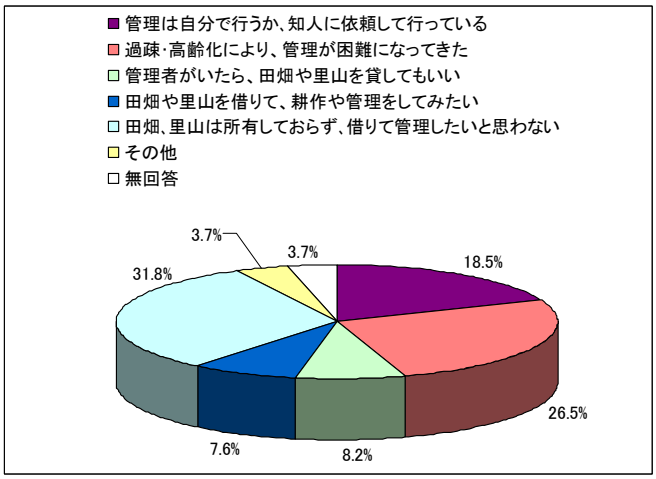

中心市街地とともに、生活に身近な商店街の活性化を希望する声が多い

中心市街地の活性化については、「中心市街地も大切だが、生活に身近な商店街をしっかりと活性化させるべきである」（39.2%）が最も多い回答となっています。

年齢別では、「もっと積極的に活性化を進めるべき」は、20 歳代が最も高く、「身近な商店街を活性化させるべき」は、年齢が高くなるほどその値が高くなっていることが特徴です。

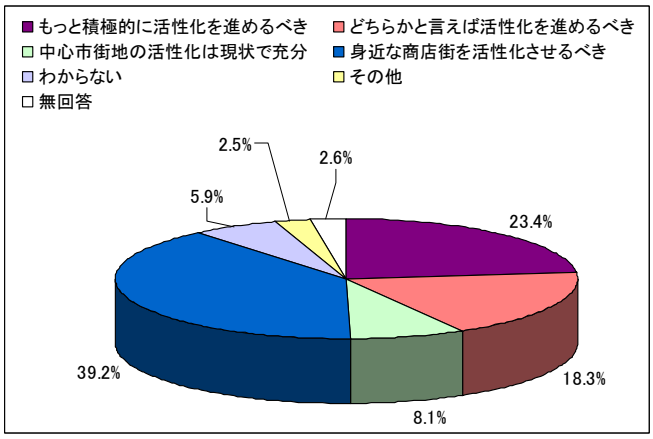

地域経済の活性化のため、必要な場合に限り農地転用を容認する声が多い

農地転用は、農地法に定める許可基準に従って許可されますが、「地域経済の活性化のために必要な場合に限っては、農地の転用も認めるべき」と答えた人が過半数（51.4%）を占めています。

年齢別に見ると、「必要な場合に限っては、農地の転用も認めるべき」は、全ての年齢層で値が高くなっています。

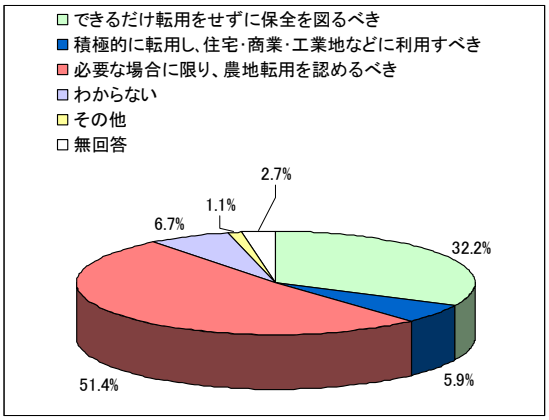

多くの人が自然豊かな森林の保全を望んでいる

森林の活用については、「良好な自然環境を守るため、積極的に森林を保全して残すべき」（57.8%）と答えた人が２位以下に大きな差をつけています。

年齢別では、「良好な自然環境を守るため、積極的に森林を保全して残すべき」は、50 歳代で最も高く、70 歳代でも大きな割合を占めています。また、「必要に応じ、レクリエーションや保養地などに開発するべき」は、40 歳代と 20 歳代で割合が高く、70 歳以上が最も低くなっています。

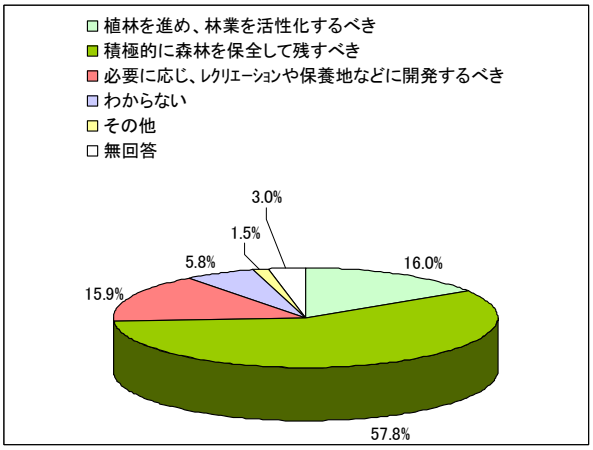

③地域の将来の姿について

地域の将来の姿は、自然的土地利用との共存より利便性を望む声が多い

居住地域の将来の姿としては、「身近に食料品や日用品を売る店舗があり、医療や行政サービスを受けられる近隣商業地域」（33.3%）が最も多く、２位を大きく上回ることから、地域の利便性がより求められていると考えられます。

「都市的サービスを受けられる商業地域」は、20・30 歳代の若い世代でやや高い値となり、「医療や行政サービスを受けられる近隣商業地域」は、30～70 歳以上の幅広い年齢層で高い値となるなど、地域の将来の姿については、年齢により各項目の構成比にばらつきが見られます。

	回答数（件）	構成比（%）
1 店舗や医療福祉施設などが身近にあり、都市的ｻｰﾋﾞｽを受けられる商業地域	95	9.9
2 身近に店舗等があり、医療や行政ｻｰﾋﾞｽを受けられる近隣商業地域	**321**	**33.3**
3 住宅の身近に、事務所や工場がある職住近接地域	12	1.2
4 1戸建ての住宅やｱﾊﾟｰﾄの多い、住む環境に適した住宅専用地域	73	7.6
5 豊かな農地と1戸建ての住宅地が共存する農住共存地域	150	15.6
6 農業が盛んで、豊かな自然の残る田園集落地域	90	9.3
7 ｽﾎﾟｰﾂや保養、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝなどが楽しめる森林保全地域	103	10.7
8 わからない	72	7.5
9 その他	32	3.3
無回答	15	1.6
合　計	963	100.0

④地域のこれからの土地利用について

自然環境の保全と開発のバランスに配慮した土地利用を進める声が多い

「生活環境や豊かな自然環境の保全に十分配慮しながら適切な開発を進める」（369 件）が最も多く、次いで、「都市と自然が共生するように保全と開発のバランスを取りながら進める」（252 件）、「できるだけ里山や山林、緑、農地を保全するように土地利用を進める」（224 件）が上位の項目となっています。年齢別に見ると、それぞれの回答は、20 歳代で最も値が低く、年齢が上がるほど値も大きくなる傾向が伺えます。

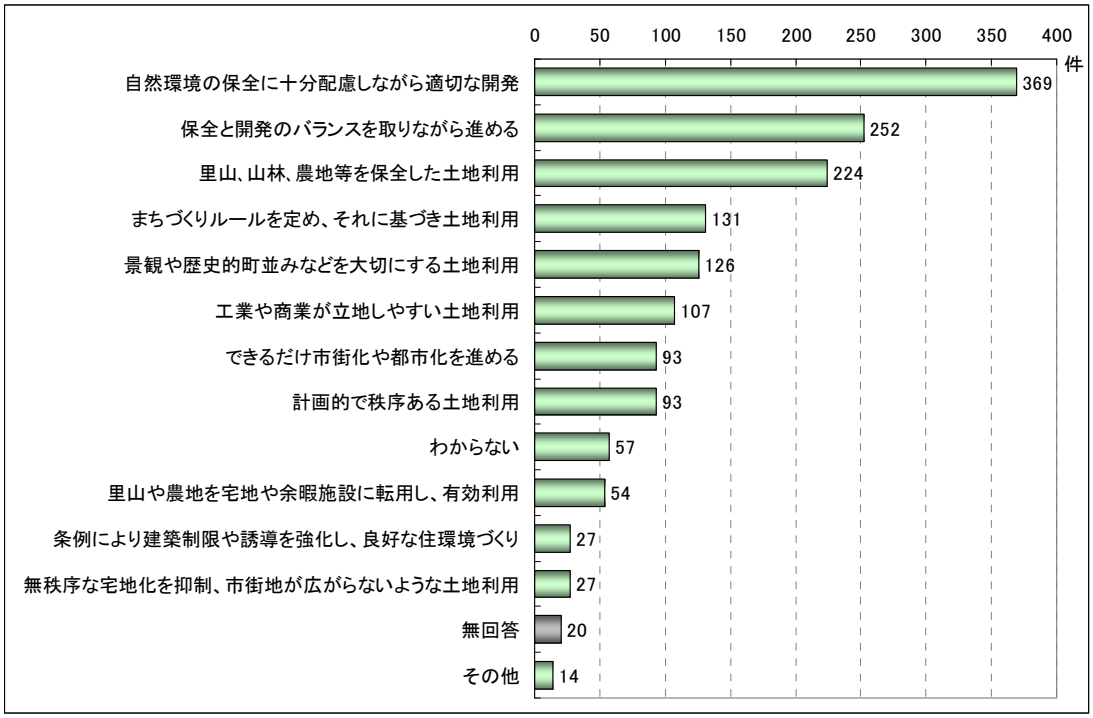

（4） 土地利用動向

①自然的土地利用の動向

農用地や森林等の自然的土地利用が市土の９割を占めています

本市の利用区分別土地利用面積の状況は以下の通りとなっています。

◆利用区分別土地利用面積の推移

（単位：ha）

利用区分	面積（ha） 平成17年	面積（ha） 平成22年	構成比（%） 平成17年	構成比（%） 平成22年	(H22-H17) 増減面積 (ha)	(H17=100) H22年指数
農用地	3,998	3,592	6.0%	5.4%	-406	89.8
田	2,148	1,938	3.2%	2.9%	-210	90.2
畑	1,648	1,298	2.5%	1.9%	-350	78.8
採草放牧地	202	356	0.3%	0.5%	154	176.2
森林	55,158	55,298	82.8%	83.0%	140	100.3
国有林	2,302	2,283	3.5%	3.4%	-19	99.2
民有林	52,856	53,015	79.3%	79.6%	159	100.3
原野	49	0	0.1%	0.0%	-49	0.0
水面・河川・水路	1,542	1,414	2.3%	2.1%	-128	91.7
水面	353	284	0.5%	0.4%	-69	80.5
河川	1,084	1,018	1.6%	1.5%	-66	93.9
水路	105	112	0.2%	0.2%	7	106.7
道路	1,760	1,836	2.6%	2.8%	76	104.3
一般道路	1,241	1,469	1.9%	2.2%	228	118.4
農道	207	166	0.3%	0.2%	-41	80.2
林道	312	201	0.5%	0.3%	-111	64.4
宅地	1,521	1,553	2.3%	2.3%	32	102.1
住宅地	969	899	1.5%	1.3%	-70	92.8
工業用地	87	89	0.1%	0.1%	2	102.3
その他の宅地	465	565	0.7%	0.8%	100	121.5
その他	2,575	2,910	3.9%	4.4%	335	112.9
合計	66,603	66,603	100.0%	100.0%	0	100.0
市街地（DID）面積	729	733	1.1%	1.1%	4	100.5

※面積の変更
変更前
66,619 ha
↓
変更後
66,603 ha

資料：大分農林水産統計年報、大分県林業統計、世界農林業センサス、ほ場整備事業実績報告書、ため池台帳、河川台帳、ダム便覧、道路台帳、農道台帳、林道台帳、固定資産の価格等の概要調査、工業統計調査、国勢調査

※平成 26 年度国土地理院の面積計測方法の変更により、日田市の総面積値の変更があったもの。（減少面積については、利用区分その他で調整。）

◆利用区分別土地利用面積構成比の推移

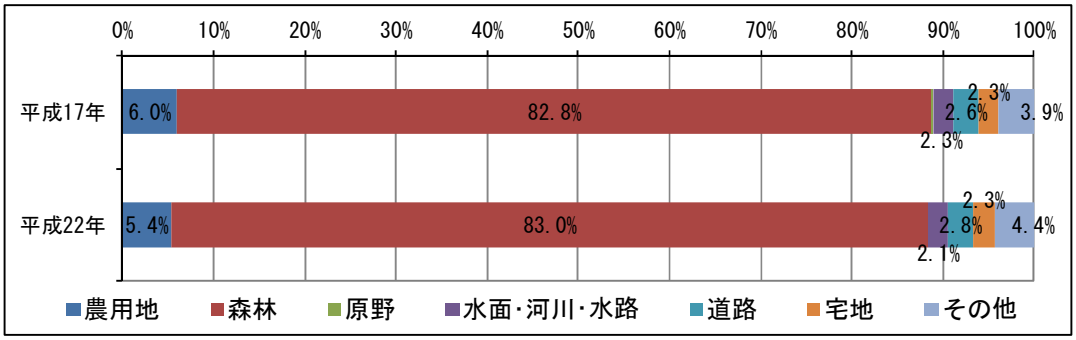

就業人口減少、従事者の高齢化等により、農用地面積は減少傾向が続いています

平成 22 年現在、農用地面積は市土の 5.4%を占める 3,592ha となっています。面積の推移をみると、販売農家や農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化等により、田及び畑とも面積は減少傾向が続いています。また、採草放牧地は一定で推移しています。

林業を取り巻く情勢は厳しいものの、面積はほぼ横ばいで推移しています

森林面積は、平成 22 年現在 55,298ha、市土の 83.0%となっています。この内ほとんどを民有林が占めており、木材需要の低下や価格の低迷、林業採算性の悪化、高齢化や担い手の減少等、林業を取り巻く情勢は厳しい中で、面積はほぼ横ばいで推移しています。

整備された杉林

農用地の減少に伴い、ため池面積や水路面積が減少しています

平成 22 年現在、水面・河川・水路面積は市土の 2.1%を占める 1,414ha となっています。このうち水面は、ため池の廃池等により減少し、水路も農用地の減少に伴い近年は少しずつ減少しています。一方、河川は、平成 18 年以降一定で推移しています。

農業地域は、市街地を除き広く 40,147ha が指定されており、このうち 4,692ha が農用地区域に指定されています

本市の農業地域※14 は、市土の 60.3%にあたる 40,147ha が指定されており、日田市域の市街地を除く中央部から天瀬地域にかけて広くまとまって指定されています。また、農業生産基盤の保全・整備・開発等を計画的に推進すべき土地として、4,692ha が農用地区域※15 に指定されています。

※14　農業地域
農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域で、農業振興地域の整備に関する法律第６条により農業振興地域として指定されることが相当な地域をいう。

※15　農用地区域
農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内で農用地として概ね10年先を見越して農業経営を行う区域として定められ、農業目的以外の土地利用が制限される区域をいう。

森林地域は、市街地や河川等を除く 55,298ha が市内に広がっており、このうち 22,920ha が保安林に指定されています

本市の森林地域※16は、市土の 83.0%を占める 55,298ha が広く指定されています。また、水源のかん養及び土砂流出・土砂崩壊防備などの機能を発揮する保安林※17は 22,920ha が指定されています。

自然公園地域※18 として、耶馬日田英彦山国定公園及び津江山系県立自然公園が指定されており、指定面積は 25,415.1ha となっています

本市には自然環境の保護と快適で適正な利用を目的とする耶馬日田英彦山国定公園及び津江山系県立自然公園が指定されており、指定面積は市土の 38.1%を占める 25,415.1ha となっています。

自然保全地域として、丸山自然環境保全区域と堂迫自然環境保全区域の合計 2.8ha が指定されています

本市には、自然環境保全法に基づく自然保全地域※19 として丸山自然環境保全区域と堂迫自然環境保全区域の 2 箇所合計 2.8ha が特別地区として指定されています。

※16　森林地域
林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域で、森林法第２条第３項に規定する国有林の区域又は同法第５条第１項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域をいう。

※17　保安林
森林のもつ公益的機能を最もよく発揮させるために、とくに必要な森林を森林法に基づき指定し、その森林の適切な保全と森林施業を確保する森林をいい、農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき指定する。

※18　自然公園地域
国立公園、国定公園、県立自然公園の総称。すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や条例で定められた地域をいう。

※19　自然保全地域
良好な自然環境を形成している地域で、自然環境保全法第 25 条第 1 項又は大分県自然環境保全条例第 5 条第 1 項によりその自然環境の保全を積極的に図る必要がある地域をいう。

②都市的土地利用の動向

農林道面積は減少し、一般道路面積は増加傾向が見られます

道路面積は、平成 22 年現在 1,836ha、市土の 2.8%となっています。面積の推移をみると、農道と林道は減少している中で、一般道路は増加傾向が見られます。

住宅地は微増傾向、工業用地は減少傾向、その他宅地はほぼ横ばい傾向にあります

宅地面積は、平成 22 年現在 1,553ha、市土の 2.3%を占めています。面積の推移をみると、住宅地は沿道型商業施設への転換等により減少したものの、その後は微増傾向で推移しています。工業用地は、平成 18 年に増加し、その後は製材所等の減少により概ね減少傾向にあります。その他の宅地は、ほぼ横ばい傾向となっています。

その他（公共施設、公園等）面積は概ね増加傾向を示しています

その他面積は、全体市土面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地の各区分別面積を差引いた面積で、平成 22 年現在市土の 4.4%を占める 2,926ha となっており、概ね増加傾向を示しています。

日田都市計画区域が 6,625ha 指定されており、区域の中央部平坦地には、1,244ha の用途地域が指定されています

本市の日田地域には、市土の 9.9%にあたる 6,625ha の区域面積を有する日田都市計画区域※20 が指定されています。また、用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域）として、中央部の平坦地に市土の 1.9%にあたる 1,244ha が定められており、第二種低層住居専用地域と工業専用地域を除く 10 の地域が指定されています。

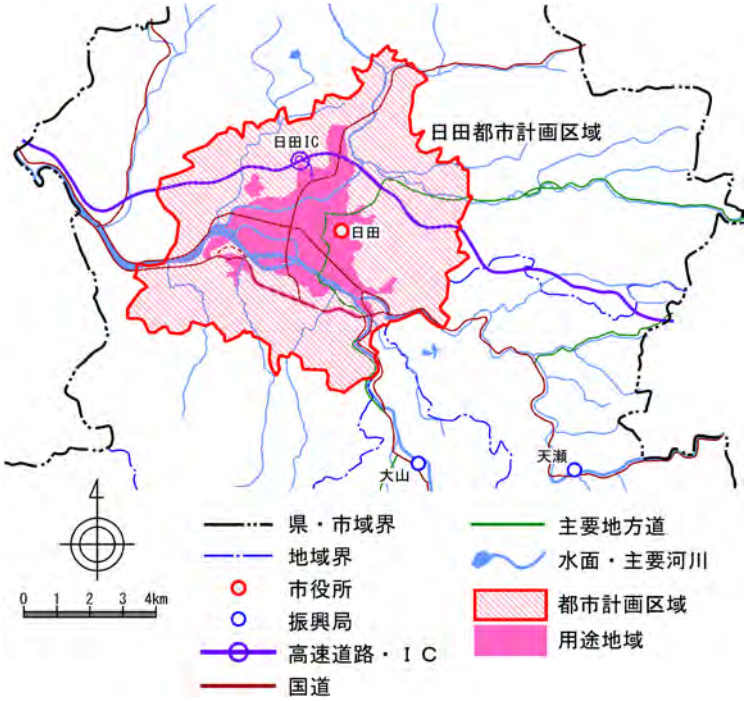

※20　都市計画区域
都道府県知事が指定し、計画的に街づくりを行なう区域をいい、市またはこれに準じる町村の市街地を含み、自然的、社会的条件、人口、土地利用などの観点から、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定される。

（5）土地利用の課題整理

①自然的土地利用の課題

以下に自然的土地利用の課題を整理して示します。

区　分	自然的土地利用の課題
農用地	○農用地の効率的な利用 ○里山景観の保全など、特に中山間地域における農用地の荒廃防止 ○状況に応じて、森林へ戻すなど、自然的土地利用間の転用 ○市街地内に残る農地の保全 ○農地のもつ防災・減災機能の発揮
森林	○森林の価値を上げるため、林業資源活用の促進 ○森林の持つ防災・水源かん養・保健休養といった公益的機能の発揮 ○貴重な生物が生息する森林の生態系の保全 ○観光地・景勝地・名勝地・文化財・集落など、景観資源の背景となる森林の保全
水面・河川・水路	○水害から生命・財産を守る治水施設等の整備 ○良好な河川環境の保全・形成 ○周辺環境に配慮した、ため池や水路の保全 ○公共下水道等の整備や合併処理浄化槽設置による汚染・汚濁の防止
自然公園地域 自然保全地域 指定等文化財	○豊かな自然資源の保全と周辺環境に配慮した活用 ○法規制の遵守 ○指定等文化財の保存と観光面との連携による活用

②都市的土地利用の課題

以下に都市的土地利用の課題を整理して示します。

区　分	都市的土地利用の課題
住宅地	○Ｕ・Ｉターンなどの流入人口や世帯増加への対応と子育て世代が住みやすい住環境の創出 ○中心部への人口集中を緩和する、人口減少地域への若い世代の移住・定住 ○用途地域内の生産性の低い農地や未利用地の有効利用 ○用途地域周辺における市街化への対応
工業地	○企業誘致の推進による就業の場の確保 ○企業誘致による未利用工場適地の有効活用 ○工業団地及び大規模工場周辺における用途地域指定の検討
商業地	○中心市街地の活性化による商業機能の低下や空洞化の解消 ○地域における身近な商業の維持・充実 ○中心市街地と沿道型商業の役割の明確化 ○温泉と他産業、観光資源との連携による観光振興
道路	○地域間を結ぶ道路及び通学路等の安全性を考慮した生活道路の整備 ○景観に配慮した道路空間の整備 ○高齢者・障がい者等へのバリアフリー対応
公園・緑地	○レクリエーションの場、憩いの場、避難場所となる公園・緑地の整備 ○公園整備の地区間格差の解消 ○既存公園の改善と長寿命化

2. 市土利用の基本方針

（1）基本理念と将来像

基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、また、生活や生産を通ずる諸活動の共通の基盤です。

このため、市土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的諸条件に配慮して、長期にわたって、健康で文化的な生活環境の確保と、市土の均衡ある発展を図る必要があります。

本市は、豊かな自然を有する山紫水明、風光明媚な地で、先人から受け継いだ貴重な文化・歴史・伝統が根付き、「水郷ひた」、「天領日田」と称される歴史が息づき文化的な風景があるまちです。一方では、北部九州の地方中心都市として交流基盤が整い、活気のある安定した産業の振興や安心・安全なやすらぎのある市民生活の実現も同時に求められています。

このため、今後の土地利用については、自然と人と都市が多様な関係性とバランスを保ち、連携を軸とした計画的で持続可能な市土の利用を進めていきます。

また、合併により広範な市域を有する本市においては、それぞれの地域の魅力を活かしつつ、市域の均衡ある発展を図るとともに、多様化した市民ニーズに素早く対応するため、市民の市政への主体的な参加や民間活力の活用等、協働※21 によるまちづくりを進めていきます。

将来像

将来像は、本計画が第５次日田市総合計画の基本構想に即することから、総合計画の将来都市像である「人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市」とし、以下にその考え方を示します。

人と自然が共生し、やすらぎ・活気・笑顔に満ちた交流都市

本市のかけがえのない地域資源である自然を守り育て、自然と共生する中で、やすらぎのある生活と活気ある産業を育み、そこに住む人々も、そこを訪れる人々も、ともに幸福感や満足感を感じ、笑顔で接しあえる、交流が盛んなまちを目指します。

※21　協働
異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

（2）基本方針

ここでは、将来像を実現するため、以下に示す土地利用の基本方針を設定し、計画的かつ総合的に進めていくものとします。

1. 豊かな自然や個性ある美しい景観と共生する持続可能な市土

➢ **先人から受け継いだ緑豊かな自然や貴重な歴史・風土、落ち着きのある景観などを保全・形成し、次世代へ確実に継承する。また、生態系を育む農用地や森林、河川等の自然的な空間と人との関わりを総合的に捉え、再生可能エネルギー※22の活用や生物多様性※23の確保など、自然との共生を重視した土地利用を行う。**

農用地や日田杉を生産する緑豊かな森林は、生産の場であるとともに、水源の涵養や保水、大気の浄化、保健休養、災害の抑制、生き物の生育・生息の場など、多様な公益的機能を有しています。また、これらの森林を水源とし、農用地を潤し流れ下る河川は、「水郷ひた」の水源となって各地で様々な歴史・風土・景観を形成しています。

将来においても、これらの公益的機能を発揮するため、農用地や森林、河川等を適切に保全し、ふるさとの風景や生物とのふれあい、体験型レクリエーションの場として活用します。

また、本市では環境都市日本一を目指して、バイオマスエネルギー※24の活用など環境負荷の少ない循環型社会の構築を進めています。今後も、再生可能エネルギーの活用や工場排熱等の未利用エネルギーの活用などの取組とともに、徒歩や公共交通で移動できる範囲に様々な施設を集約するなど、市街地の拡大を抑える土地利用を進め、低炭素・循環型社会※25の構築を目指します。さらに、生物多様性の確保を図り、自然との共生を重視した土地利用を行います。

小水力発電

風力発電

※22　再生可能エネルギー
自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）をいう。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されている。

※23　生物多様性
地球上の生物の多様さとその生育環境をいう。

※24　バイオマスエネルギー
バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称をいい、バイオマス発電ではこの生物資源を直接燃焼、ガス化するなどして発電する。技術開発が進んだ現在では、様々な生物資源が有効活用されている。

※25　低炭素・循環型社会
低炭素社会とは、二酸化炭素の排出が少ない社会のことで、社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築することをいい、循環型社会とは、有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいう。

2. 快適でうるおいのある、誰もが暮らしやすい市土

➢ 合併により広範な市土を有することとなり、都市と農山村それぞれが相互に補完・連携するための効率的な地域間道路交通体系を構築する。また、便利で拠点性の高い商業地や快適な住宅地の整備と水・緑・歴史・文化など地域の特性を活かしたうるおいと回遊性のある交流空間を創出する。

本市は広大な市域を持つため、自動車への依存度が高く、都市と農山村を結ぶ道路の整備が求められています。このため、地域間の連携による市域の均衡ある発展に不可欠な幹線道路の整備促進に努めつつ、計画中の地域高規格道路「中津日田道路」など、産業・観光に寄与する広域交流ネットワークを強化する道路の整備・改良を促進します。

また、拠点性の高い中心市街地や子どもから高齢者までが快適に暮らせる住宅地を目指して、市街地内の未利用地の有効活用や公園等の計画的整備を行い、潤いのある市街地の形成を図ります。さらに、歴史と伝統のある町並みが残る豆田地区や隈地区、天瀬地域の河畔温泉街など、本市の特性を色濃く体感でき、水と緑が豊かで回遊性のある都市空間の創出に努めます。

地域間道路の整備

天ヶ瀬温泉街

3. 活力と個性ある産業と魅力ある交流をはぐくむ市土

➢ 市の活力の源であり、個性あるまちづくりの原動力の一つとなる産業の振興を図るため、農林業では、生産基盤整備と後継者の育成などを進め、自然環境と共生した森林田園都市の実現に努める。また、商業では、賑わいのある商業地の形成を、工業については、工場適地への企業誘致を進める。観光・交流については、体験滞在型の観光を推進し、魅力ある観光地の形成を図るため農用地・森林等を活用する。

農林業について、農用地面積や農家数の減少、従事者の高齢化、担い手不足など、農業経営体質の脆弱化や農用地の荒廃、森林施業の遅れが懸念されています。このため、生産基盤の整備、農用地の有効利用と流動化※26、農林業経営支援策の展開など、耕作営農・営林条件の改善を進め、農林業の活性化と優良な農用地や適切な施業が行われた公益的機能の高い森林の保全・育成を図りつつ、自然環境と共生した森林田園都市の実現に努めます。

商業については、郊外の大規模小売店舗の立地や商圏の拡大により、空き店舗の増加や空洞化による求心力の低下が見られます。今後は、魅力ある商店街の創出のため、商店主の意識改革や自助努力による、独自性を生かしたイベントに積極的な支援を行うとともに空き店舗対策による集客力の強化を図ります。

工業については、地場産業である豊富な森林資源を背景とした木材関連産業や豊富な水源と高速道路を背景とした新たな進出企業が立地しています。今後は、地場産業の経営体質の強化と製品の付加価値を高めるための高度化、優秀な人材育成、恵まれた地域資源の提供を促進し、工場適地への企業誘致を進めます。

市内には、豊かな水や緑、歴史・伝統・文化、温泉など多くの地域資源や観光資源が存在しています。今後は、既存の観光・交流施設や観光ルートとなる道路の整備、街路樹等の景観形成を図るとともに、農用地や森林等を活用した回遊型や体験滞在型の観光を推進します。

基盤整備された水田

※26　流動化（農用地の）
農地の貸借（賃借権利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による権利移動のことで、経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように農地の権利移動を促進することをいう。

4. 安全で安心な生活圏を支える災害に強い市土

➢ 今までに経験したことのない豪雨や台風の来襲により、風水害の被害が毎年のように発生している。一方では、日本各地で大規模な地震の発生が懸念されている。これらの災害の未然防止と減災を図るため、治山・治水、砂防、がけ崩れ等の各種防災事業を推進するとともに、防災拠点やオープンスペースの確保など、災害に強いまちづくりを推進する。また、防災体制の確立や市民の防災・減災意識の高揚など、ソフト面の防災対策を強化する。さらに、超高齢社会への対応及びバリアフリー化推進の観点から、安全で安心して歩ける道路空間や施設空間の整備に努める。

本市の山間部には、急傾斜地が多く分布しており、一方では低平地で主要な河川が合流するなど、台風の来襲や近年の局地的な集中豪雨により、がけ崩れ・冠水・風倒木などの風水害が発生しやすい地域です。このため、健全な森林の育成、多自然川づくり※27を基本とした護岸整備、土砂災害を防ぐ砂防施設の設置などの各種防災事業を推進します。

また、大規模な地震の発生が懸念されていることから、各地域での防災拠点の整備や市街地等でのオープンスペース※28の確保、住宅を含む建築物の耐震性能の向上を図りつつ、市民の防災に対する意識や防災力の高揚、災害から市民を守る体制づくりなどの防災対策を推進し、安全で安心な災害に強い市土の形成を目指します。

日常の安全・安心では、超高齢社会への対応やバリアフリー化※29推進の観点から、高齢者や障がい者に配慮した道路や施設空間の整備に努めます。

河川の氾濫

山林災害

※27　多自然川づくり
洪水防御とともに、生物の生息・生育・繁殖環境などの自然環境や景観への配慮を行うなど、河川全体の自然の営みを視野に入れた国土交通省の進める河川整備手法のこと。

※29　バリアフリー化
広義の対象者としては障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては、障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策。

※28　オープンスペース
公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

5. 市民と行政の協働で築く市土

➢ １～４の基本方針を推進するため、自助・共助・公助の考え方を基本としながら、市民と地域と行政が力を合わせ、協働で市土の均衡ある発展に取り組む。また、地域づくりに不可欠となる地域の特徴的な文化を保存・継承しつつ、学習会等の開催により、あらゆる世代に理解されるよう、啓発・活用に努める。

少子高齢化の進展や高度情報化社会の到来、地方分権の進展等により、公共サービスへの市民ニーズが多様化・高度化する中、自らの知恵と工夫による個性と独立性を尊重したまちづくりが求められています。今後は、市民生活をより豊かにするため、資産である地域の身近な公園や河川、公共施設等を市民が主体的に活用し、維持・管理に積極的に取り組むなど、主役は市民であるという認識の下、自助・共助・公助※30の考え方を基本とし、市政への主体的な参加や民間活力の活用等、協働による市土の均衡ある発展に取り組みます。

地域に残る豊かな自然や歴史と伝統に育まれた地域特有の文化は、地域づくりに不可欠な原動力となります。学習会等の開催により、地域・世代・分野を超えた幅広い交流の中で、地域文化を保存・継承し、地域づくりの芽が育つよう啓発・活用に努めます。

水質浄化活動

クリーンアップ看板

※30　自助・共助・公助
「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域で協力して行うこと。「公助」は個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて公共（公的機関）が行うこと。

3. 利用区分別の市土利用の基本方向

（1）農用地

■農業振興地域整備計画の適正な運用による農用地の保全

■農用地の効率的な利用と生産性の向上を目指した農地の集約

■防災・減災・環境面（雨水の貯留機能、ヒートアイランド現象※31 防止機能など）の多面的機能の発揮と環境負荷の低減に配慮した土壌還元による土づくり※32 などの推進

■用途地域内に残存する農地の市街地内の緑としての活用と耕作放棄地等の合理的･有効的な利用

■中山間地域の耕作放棄地の観光・環境教育への有効活用（地域の農業者と連携した耕作者の募集やグリーンツーリズムなど）と自然的土地利用への転換（森林へ戻すなど）の検討

（2）森林

■林道等の生産基盤整備の推進や間伐促進、循環林への誘導、日田材のブランド化など林業資源の積極的な活用

■多様な公益的機能（生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、水源かん養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産）発揮のための森林の維持管理

■自然公園地域内の森林は、自然公園法を遵守し都市的・農業的利用の開発を極力回避

■市街地内やその周辺の森林を貴重な緑地として、保全・整備と集落地周辺森林の里山としての保全と適切な維持管理

■公共建築物等の整備時における「日田市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」の遵守

（3）水面・河川・水路

■水害から生命・財産を守るため、堤防や川岸の護岸改修など治水施設の整備と適切な維持管理

■公共下水道等の整備、合併処理浄化槽の設置を計画的に推進

■河川氾濫地域の安全性の確保と農業用水や水資源開発、やな場や鵜飼い等、観光を視野に入れた既存用地の持続的な利用

■多自然川づくりを基本とした、多様な生物が棲める空間が確保された河岸、水際の植生、瀬と淵、河畔林等の保全

■市街地内の水路については、災害の発生を視野に入れた整備の検討と適正な維持管理

■市民との協働による水辺空間の整備や維持管理

※31　ヒートアイランド現象
都市の活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象のこと。

※32　土壌還元による土づくり
「日田式循環型有機農業（環境保全型農業）」の中の一つである健康な土づくりをいう。たい肥等の有機物を使用して、土が持つミネラルバランス等を本来の状態に戻していく。

(4) 道路

■地域高規格道路「中津日田道路」（計画中）の整備促進と本市の産業と観光・交流を支える広域交流ネットワークの強化

■市民の安全安心な生活の確保に向けた道路、トンネル、橋梁等の計画的な維持管理

■幹線道路整備の優先順位を検討し、計画的な整備・改良と地域間交流ネットワークの強化

■通学路等の生活道路の安全性確保や高齢者・障がい者等へのバリアフリー化、沿道の土地利用を考慮した計画的な整備推進

■農林業の生産性向上のため、農林道整備に必要な用地確保と、整備時の景観・自然環境保全への配慮

(5) 宅地

■用途地域内住宅地の都市基盤(道路、公園等)の整備・充実と定住化推進のための、住宅地の適正配置

■各地域の中心部等の身近な生活サービス維持と、市街地との連携強化による既存住宅の利活用の促進

■地域経済の活性化と雇用の確保、定住人口増大のため、既存工場適地への企業誘致の推進

■工場と住宅が混在する地区の土地利用の整序と、適切な用途地域への編入の検討、生産環境と住環境の維持保全

■日田駅周辺等の既存商店街の活性化、都市機能の集積と空洞化進行防止のための空き地、空き店舗等の有効活用の促進

■観光・交流資源である豆田地区や隈地区の伝統的建造物をはじめ、日田市景観計画に基づき、歴史文化、自然環境と調和した良好な景観の形成

■日田市環境保全条例の適切な指導による無秩序な開発の防止

(6) その他

■公園・緑地の計画的な用地の確保と公園整備の地域格差の解消

■公共公益施設の利用目的に応じた環境の保全及び景観に配慮した必要な用地の確保

第２　市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

本計画の目標年次は、平成 34 年とし、基準年次を平成 22 年とします。また、中間年次を平成 29 年に設定します。

市土の利用に関して、基礎的な前提となる将来人口については、平成 34 年の目標年次人口を 61,000 人、平成 29 年の中間目標年次人口を 65,000 人と想定します。また、将来の世帯数については、平成 34 年の目標年次世帯数を 24,497 世帯、平成 29 年の中間目標年次世帯数を 25,026 世帯と想定します。

市土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他とします。

市土の利用区分ごとの規模の目標は、利用区分別の市土利用の現況と過去の推移を基礎として、必要な土地需要を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとし、以下の表のとおりとします。また、各数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものとします。

◆市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分	面積（ha）			構成比（%）			H22～H34	H22=100
	基準年次 平成22年	中間年次 平成29年	目標年次 平成34年	基準年次 平成22年	中間年次 平成29年	目標年次 平成34年	増減面積 (ha)	H34年 指数
農用地	3,592	3,186	2,965	5.4%	4.8%	4.5%	-627	82.5
田	1,938	1,710	1,547	2.9%	2.6%	2.3%	-391	79.8
畑	1,298	1,120	1,062	1.9%	1.7%	1.6%	-236	81.8
採草放牧地	356	356	356	0.5%	0.5%	0.5%	0	100.0
森林	55,298	55,298	55,298	83.0%	83.0%	83.0%	0	100.0
国有林	2,283	2,283	2,283	3.4%	3.4%	3.4%	0	100.0
民有林	53,015	53,015	53,015	79.6%	79.6%	79.6%	0	100.0
原野	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0.0
水面・河川・水路	1,414	1,470	1,465	2.1%	2.2%	2.2%	51	103.6
水面	284	344	344	0.4%	0.5%	0.5%	60	121.1
河川	1,018	1,018	1,018	1.5%	1.5%	1.5%	0	100.0
水路	112	108	103	0.2%	0.2%	0.2%	-9	92.0
道路	1,836	1,959	1,996	2.8%	2.9%	3.0%	160	108.7
一般道路	1,469	1,592	1,629	2.2%	2.4%	2.4%	160	110.9
農道	166	166	166	0.2%	0.2%	0.2%	0	100.0
林道	201	201	201	0.3%	0.3%	0.3%	0	100.0
宅地	1,553	1,608	1,685	2.3%	2.4%	2.5%	132	108.5
住宅地	899	931	954	1.3%	1.4%	1.4%	55	106.1
工業用地	89	89	89	0.1%	0.1%	0.1%	0	100.0
その他の宅地	565	588	642	0.8%	0.9%	1.0%	77	113.6
その他	2,910	3,082	3,194	4.4%	4.7%	4.8%	284	109.7
合計	66,603	66,603	66,603	100.0%	100.0%	100.0%	0	100.0

※農用地については、農業振興地域整備計画との調整が必要となる場合もあります。

※ 面積の変更　変更前　66,619 ha　⇒　**変更後**　**66,603 ha**

（減少面積については、利用区分その他で調整）

平成 26 年度国土地理院の面積計測方法の変更により、日田市の総面積値の変更があったもの。

2. 地域別の概要

（1） 地域区分の設定

本計画の地域区分は、本市の地形や現況の土地利用動向などを踏まえ、概ねの土地利用の実態及び土地利用上の課題が近似する地域をまとめ、以下に示すような市街地地域、田園地域、里山地域、山間地域の４つの地域に区分します。

◆地域区分図

◆地域の概要

○市街地地域：概ね用途地域内にあり、主要な河川が合流し、本市の中心市街地が形成されている地域

○田園地域：概ね標高 200m以下の都市計画区域内にあり、水田や台地の畑地、集落地など、田園風景が広がる地域

○里山地域：概ね標高 200～400mの水田や畑地、地域の中心部、温泉街、工業地、集落地など、里山風景を残しつつ多様な土地利用が行われている地域

○山間地域：概ね標高 400m以上の山岳地帯で、峻険な山々や河川の源流域、自然公園地域を含み、原生林や渓谷美など自然環境豊かな地域

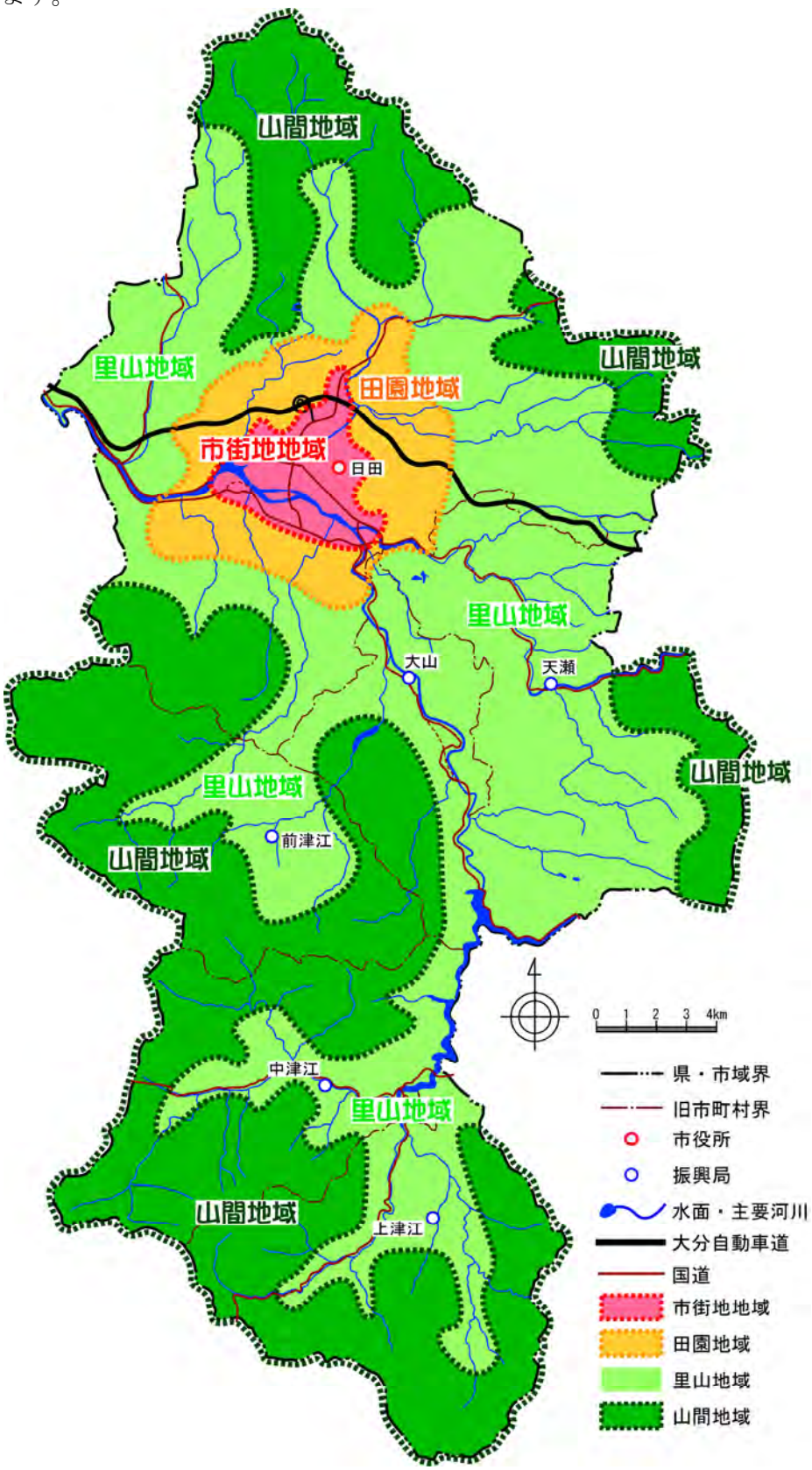

（2）市街地地域

市街地地域は、旧日田市の概ね用途地域内にあり、主要な河川が合流し、本市の中心市街地が形成され、商業、観光、行政・文化・福祉の拠点となっています。

本地域には、商業・業務施設及び中高層住宅が集積しているが、郊外立地型店舗の進出や空き店舗の増加等による商業活動の低下が顕在化しています。このため、本市の中心的な役割を担う地域として、都市機能の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図ることが必要です。

◆土地利用方針

- 一団を形成する比較的生産性が高い農地は、市街地内の生産緑地として利用し、小規模で点在する農地や耕作放棄された農地※1 については、良好な都市環境形成の観点から、農業生産との調整や周辺の都市的土地利用の状況を考慮しつつ、市民農園や住宅地等として有効的な活用策を検討します。

市街地内の農地

- 主要な河川が合流し、低平地を形成する本地域においては、水害から市民の生命や財産を守るため、堤防の補強や継続的な維持・管理など、治水施設の整備を促進します。
- 既存の親水公園等は、子どもが安心して水辺で遊べる親水空間となっており、今後も市民との協働による多自然川づくりにより、水辺空間の整備や維持・管理に努めます。
- 通学路等の生活道路は、安全性や整備の緊急性、高齢者・障がい者等へのバリアフリー化、沿道の土地利用等を考慮して計画的に整備を推進します。また、地域内の幹線道路の良好な道路景観を形成するため、周辺環境へ配慮した街路樹の整備を図ります。

親水公園

※1　耕作放棄された農地
担い手の高齢化にともない体力的に農作業を継続することが困難になったことから、畑や牧草地の手入れが行われず荒れ地となることをいい、世界農林業センサスでは、農作物が 1 年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園をいう。

- 住宅地については、道路や公園等の都市基盤の整備・充実に努めるとともに、定住人口を誘導するため、中心市街地を取り囲むように住宅地を配置し、良好な居住環境の形成に努めます。
- 既存住宅や未利用地の有効活用を図るとともに、計画的な生活関連施設の整備を進め、全ての世代が定住したくなるような、魅力的で快適な住環境づくりに努めます。
- 商業地は、既存商店街の活性化や都市機能の集積を図るとともに、空洞化の進行を防ぐため、未利用地や空き店舗等の有効活用を促進し、賑わいと回遊性のある商業・交流拠点の形成を図ります。
- 豆田地区や隈地区の町並み及び伝統的建造物の織り成す都市景観は、多くの観光客が訪れる観光・交流資源であるため、日田市景観計画に沿った町並みを保全し、歴史文化や自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

豆田地区

隈地区

- 公園・緑地は、都市環境、都市防災、都市景観などの観点から効果的・機能的な整備が求められるため、市民緑地制度※2や協働による公園づくり等を取り入れるなど、計画的な用地の確保を図ることで、街区公園等の未整備地区の解消に努めます。

中央公園

※2　市民緑地制度
民有地において、その所有者と市で貸借契約を結び、市で簡単な施設整備（遊歩道や休憩施設）を行い市民に開放する制度。

（3）田園地域

田園地域は、概ね標高 200m以下の日田都市計画区域内にあり、ほ場整備がなされた河川沿いの水田や台地の畑地、集落地など、田園風景が広がる地域となっています。

地域内には、一団の農用地が多く分布しており、本市の農業生産の一翼を担う地域として高い生産性を維持することが必要です。一方、用途地域の周辺部では、住宅地の開発が比較的多く行われており、農地から宅地等への無秩序な土地利用転換を防止する制度の活用が必要です。

◆土地利用方針

- 農業基盤整備により整備された農用地は、農業振興地域整備計画の適正な運用等により、これを保全します。
- 担い手農家の経営規模拡大を図るため、農地の集団化や経営の合理化を行う必要のある農地については、農業基盤整備を計画的に導入して集積に努め、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図ります。
- 市街地地域や都市計画区域内の集落地に近接し、良好な自然景観をもつ樹林地は、風致地区※3や特別緑地保全地区※4等の制定等により、積極的に緑地としての保全・整備を図るとともに、地域住民が身近にふれあうことができるよう適切な維持管理に努めます。
- 水田を潤す河川や水路が存在する本地域においては、水害から生命、市土、農作物を守るため、堤防の補強や継続的な維持・管理など、治水施設の整備を促進します。
- 本市の歴史的・文化的に継承されてきた水環境を守り、河川の水質の汚濁を防止するため、計画的な下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 農業の生産性向上を図るため、景観や自然環境の保全に配慮しつつ、農道の整備に努めます。
- 既に住宅地を形成している地区は、地区計画などの導入により今後もその環境の維持・改善に努めるとともに、さらに良好な居住環境を備えた住宅地となるよう整備を図ります。
- 地域経済の活性化と雇用の確保、定住人口増大のため、既存の工場適地への企業誘致を進めます。また、工場と住宅が混在する地区は、都市基盤整備等により土地利用の整序を図るとともに、適切な用途地域への編入を検討し、生産環境と住環境それぞれの維持保全を図ります。

田園地域の住宅地

※3　風致地区
都市計画で定める地域地区の一つで、都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

※4　特別緑地保全地区
都市緑地法に規定されており、都市計画区域内において樹林地、草地、水沼地など、良好な自然環境を形成している地区で、無秩序な市街化の防止や風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもの等に該当する緑地が指定の対象となる。

（4）里山地域

里山地域は、一部河川沿いを除き概ね標高 200m～400mの山間部で、河川に沿った水田や準高冷地の畑地、振興局周辺、温泉街、工業地、集落地、自然林を中心とした自然環境保全区域など、里山風景を残しつつ多様な土地利用が行われている地域となっています。

本地域では、里山風景のある自然環境豊かな生活環境の保全や市街地との効果的な機能分担、各地域の均衡ある発展に重要な交流ネットワークの構築が重要です。

◆土地利用方針

- 農業基盤整備により整備された農用地は、農業振興地域整備計画の適正な運用等により、これを保全します。一方、農地の集団化や経営の合理化を行う必要のある農地については、農業基盤整備を計画的に導入して集積に努め、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図ります。
- 耕作放棄地は、里山景観の悪化を招くため、地域の農業者と連携した耕作者の募集やグリーンツーリズムなど、観光や環境教育と連携した有効活用を促進するとともに、状況に応じて森林へ戻すなど、自然的土地利用間の転換を検討します。

里山地域の整備された水田

- 水面や河川は、水と緑の景観を形成するとともに、生物の連続的な生息・移動空間の中核を成すことから、河川整備等においては、多自然川づくりにより多様な生物が棲める連続的な空間を確保するため、河岸や水際の植生、瀬と淵、河畔林等の保全・復元を図ります。
- 人と水との関わりが色濃く見られる本地域では、河川の水質の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

➢ 水や風など豊かな自然資源を活用した再生可能エネルギーの開発を進め、地球温暖化対策や良好な大気環境の保全に努めます。

梅林湖

➢ 生活や産業、観光など、市域の均衡ある発展に不可欠な地域間を結ぶ幹線道路は、整備の優先順位を検討しつつ、計画的な整備・改良を行い、地域間交流ネットワークの強化を図ります。また、緊急輸送路※5としての活用や集落の孤立防止など、防災機能の確保に留意した整備を行います。

➢ 多様な地域資源の有効活用と農林業との連携による自然・産業体験型観光の充実等の振興策を図り、活気ある地域づくりに努めます。

大久保台梅園

➢ 旧各町村の中心部等においては、身近な生活サービスの維持を図るとともに、市街地との連携を強化し、既存住宅の利活用を促進します。

➢ 地域内には、丸山自然環境保全区域と堂迫自然環境保全区域があり、常緑広葉樹林が自然林の状態で維持され、希少種の自生や生息が見られるため、両区域とも特別地区として特定の自然環境の状況に応じた適正な保全を図ります。

➢ 自然環境に恵まれた中で優良な農用地を維持するため、野生動物の捕獲や防護柵の設置など、「鳥獣被害防止特別措置法※6」に沿った鳥獣被害防止の取組を進めます。

※5　緊急輸送路
地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、一般的に第 1～3 次まで設定されるものが多く県地域防災計画に反映される。

※6　鳥獣被害防止特別措置法
鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状況にあるため、その防止策を総合的かつ効果的に推進する法律で、市町村は、基本指針に即して被害防止計画を定めることができ、自ら被害の防止のための鳥獣捕獲の許可権限を行使することができる。

（5）山間地域

山間地域は、本市の豊かな森林の中で概ね標高 400m以上の山岳地帯で、1,200m級の峻険な山々や主要河川の源流域、山岳の自然公園地域を含み、原生林や渓谷美など自然環境豊かな地域となっています。

本地域では、豊かな自然環境の保全と周辺環境に配慮したふれあい空間の創出が求められるとともに、急傾斜地が多いことから各種の防災事業の推進が必要です。

◆土地利用方針

- 森林は、林道等の生産基盤整備を進めるとともに、施業の集約化による低コスト化、間伐促進、循環林への誘導、日田材のブランド化などを積極的に行い、林業資源として活用します。
- 森林の持つ多様な公益的機能（生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、水源かん養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産）が発揮されるよう、森林の維持管理に努めます。また、自然公園地域内の特別地域にある森林は、自然公園法を遵守し、都市的・農業的利用を行うための開発を極力避け、風致の保護を図ります。
- 周辺の林地の保全に留意し、一般道路や林道と有機的に連結した作業路等の整備を進め、作業現場へのアクセスの改善など、林業経営の効率化を図ります。また、生活道路となる集落間を結ぶ市道などの整備を図ります。
- シカによる食害等、野生鳥獣による森林被害の防止に向けて、森林被害のモニタリング、食害防止資材の設置、野生動物の捕獲や防護柵の設置など、「鳥獣被害防止特別措置法」に沿った鳥獣被害防止の取組を進めます。

山間地域の集落

山間地域の道路

第３　第１及び第２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 公共の福祉の優先

➢ 土地は、公共の利害に深く関係する特性を有していることから、市土利用については、公共の福祉を優先させるとともに、本市のもつ自然的、社会的、経済的及び文化的特性に応じた適正な利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な土地利用対策の実施を図ります。

2. 関係法令等の適切な運用

➢ 市土の利用については、土地基本法及び国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等、土地利用に関連する法令並びに条例、指導要綱などを適切に運用し、秩序ある土地利用を推進するとともに、地価動向を的確に把握して投機的取引を抑制するなど、適正な地価の安定に努めます。

3. 地域整備施策の推進

➢ 「日田杉」、「水郷ひた」、「環境都市日本一を目指すまち」など、本市独自の個性や多様性を再認識するとともに、これらを活かし、また、市民ニーズを反映した質の高い生活環境の整備を推進するため、整備にあたっては、健全な土地利用、適正な機能配置、公共施設の整備水準の確保を図ります。

4. 市土の保全と安全性の確保

➢ 豪雨時に土砂災害から生命・財産を守るため、自然環境の保全に配慮しつつ、河川やため池の堤防の補強・維持・管理、砂防施設の整備など、治山治水施設の整備を促進します。また、市民の安全性に係る情報基盤の整備や避難のためのソフト対策及び自主防災組織の育成強化などの人づくりを推進します。

➢ 森林の持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めます。また、広葉樹造林や混交林化により、水源かん養機能などを持続的に発揮できる多様な森林造成を進めるとともに、除間伐等の実施により森林管理水準の向上に努めます。

➢ 市街地の安全性を高めるため、災害に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、防災公園等のオープンスペースの確保、ライフラインの耐震化や多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図ります。

5. 環境の保全と美しい市土の形成

- 「第２次日田市環境基本計画」の趣旨に沿って、水環境への負荷を低減、森林資源の回復等による健全な水循環系の確保、水辺環境の整備等により、環境共生都市「水郷ひた」づくりを推進します。
- 野生動植物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点から見て優れた自然については、行為規制等により適正な保全を図り、生物多様性を確保する観点からは、生態系相互の関連性に配慮しつつ、森林や河川における自然の再生・回復による希少野生動植物※1の保護、特定外来生物※2の侵入防止や迅速な駆除などを進めます。
- 地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指すとともに、省資源・省エネルギー対策、太陽光やバイオマス等の新エネルギーの導入、自動車からの二酸化炭素排出量削減などにより、温室効果ガス排出抑制対策を推進します。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の適切な保全・整備を図ります。
- 循環型社会の形成を目指して、ごみ減量指針の活用など、ごみゼロに向けた取組を推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全と災害防止に十分配慮して計画的な施設整備を進めます。
- 生活環境の保全を図るため、適正な立地及び移転など、都市計画用途地域に応じた適正な土地利用の誘導を促進し、住工混在地区の解消を図るとともに、騒音等の著しい施設周辺においては沿道の緑地帯や緩衝緑地等の設置を図ります。
- 歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、歴史的町並みの保全・整備や景観の保持を推進します。また、市街地では、美しく良好な町並み景観や緑地・水辺景観の形成、農山村においては、田園や里山など二次的景観としての自然景観の維持・形成を図ります。
- 良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において、環境保全上の配慮を行うとともに、開発等に対しては事前に十分な環境調査を実施するなどにより、土地利用の適正化を図ります。

※1　希少野生動植物
日本の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき指定される絶滅の危機にある野生生物をいい、指定を受けた種は捕獲・採取や譲渡が原則禁止される。

※2　特定外来生物
外来生物のうち、「特定外来生物防止法」で指定されたものをいい、在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、無脊椎動物、植物などの中から指定される。なお、渡り鳥に付着して流入する植物の種や海流にのってやってくる魚などは外来生物には含まない。

6. 土地利用転換の適正化

- 土地の利用転換を行う場合には、本計画や農業振興地域整備計画をはじめとした土地利用に関する諸計画との整合を図るとともに、人口や産業の動向、周辺の土地利用状況、社会資本の整備状況などを踏まえ、土地利用の不可逆性や周辺に及ぼす影響などを十分に考慮した上で、計画的に行うこととします。
- 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産基盤の確保を原則に、生産維持や農業経営の安定のみならず、景観、環境など多面的機能に及ぼす影響についても留意しつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう努めます。
- 森林の利用転換を行う場合には、災害の防止、水資源の確保、環境の保全など、公益的機能の維持に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。
- 大規模な土地の利用転換を行う場合には、土地利用に関する計画等との整合を図るとともに、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、安全性の確保や環境の保全を図ります。
- 土地利用の混在化が進展している地域において利用転換を行う場合には、混在による弊害を防止するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの関連する土地利用規制との整合を図りながら、適切な土地利用を誘導します。

7. 土地の有効利用の促進

- 農用地については、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農業生産基盤の整備を計画的に行うとともに、農用地を分断するような土地利用の転換を極力抑制し、集団性を保全することに努めます。また、市街地内の利用度の低い農地は、学校農園や市民農園※3 等の教育・レクリエーション空間としての活用を図り、遊休農地の拡大防止を図ります。
- 耕作放棄地については、農用地として活用の可能性を積極的に図るものとし、農用地としての活用が不可能な場合は、森林等への転換を図るなど、周辺土地利用との調整に十分配慮します。
- 森林については、安定的な森林経営が行えるよう、林道等の生産基盤整備や除間伐等の森林施業の強化を図るとともに、水源かん養、保健休養等の多面的機能が発揮されるようその保全を図ります。また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場、森林環境教育やレクリエーションの場として総合的な活用に努めます。
- 水面・河川・水路については、今までに経験したことのない豪雨や台風の来襲による洪水災害の防止や減災、水資源の有効利用などに留意するとともに、護岸改修等を行う際には景観や生物の多様な生息・生育環境の保全にも十分配慮します。また、下水道処理区域外にある地域では合併処理浄化槽※4 の普及を促進し、水質の保全を図ります。
- 道路については、安全で快適な道路網の整備を図るとともに、沿道の美化、街路樹の整備による良好な沿道景観の形成、バリアフリー化等を推進し、潤いのある人にやさしい道路環境の整備を図ります。また、農林道は安全性や周辺の環境に配慮し、生産性の向上に即応した整備を図ります。
- 住宅地については、長期的な住宅需給の均衡を基本とした計画的な宅地供給を促進し、既存ストックの有効活用や市街地の住宅への定住促進、住宅の長寿命化などを通じて、持続的な利用を図ります。
- 工業用地については、工場の立地条件等を踏まえた上で、交通インフラ等の整備を視野に入れ既存の工業団地への移転による未分譲用地の有効利用を促進し、市街地の住工混在地区の解消を図ります。
- 公園等においては、それぞれの利用目的に応じ、憩いの場、レクリエーションの場としての活用を進めるとともに、防災機能の充実を図ります。また、市街地内の道路残地や市民緑地制度等の取組による民有の未利用地を活用したポケットパークの整備や広葉樹等の植樹を促進し、市街地の緑化と未利用地の有効活用を図ります。

※3　市民農園
自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

※4　合併処理浄化槽
し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を処理する浄化槽で、従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理できるため、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

8. 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

➢ 市土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、土地に関する基礎的な調査を適切に実施するとともに、地域の特性に適した総合的な土地利用を図ります。また、計画の総合性及び実効性を高めるためには市民参加が不可欠であり、情報の共有や相互理解を図り、市民、企業、行政のパートナーシップの確立を目指します。

9. 指標の活用

➢ 本計画の実現に向け持続可能な市土管理に資するため、各種指標の活用を図ります。また、今後の土地の利用をめぐる社会・経済状況の変化に対応し、計画と実績に検証を加えつつ、必要に応じ見直しを行うものとします。

■資料編

1. 策定の経緯

日田市	旧天瀬町	旧大山町	旧前津江村	旧中津江村	旧上津江村
第１次計画 （S56.3.23）	第１次計画 （S59.9.26）	第１次計画 （S57.3.17）	第１次計画 （S57.1.27）	第１次計画 （S57.3.12）	第１次計画 （S57.2.20）
第２次計画 （H2.3.26）	第２次計画 （H11.3.18）	第２次計画 （H5.3.23）	第２次計画 （H3.3.13）	↓	↓
第３次計画 （H12.6.23）	↓	↓	↓	↓	↓
第４次計画 （H25.3.25）					

※（　）は策定年月日

2. 策定の経過

年　月　日	経　過　等
平成２３年　７月２９日	日田市国土利用計画策定業務委託契約締結（㈱パスコ）
８月１０日	第１回事務調整会議　策定スケジュール、市民アンケートについて
１０月１４日 ～２５日	市民アンケート実施　「日田市のまちづくり」について
１２月２６日	第２回事務調整会議　土地利用面積について
平成２４年　３月　５日	第３回事務調整会議　市民アンケート結果、土地利用面積について
３月２３日	中間報告書完成
４月２４日	第４回事務調整会議　計画素案について
５月２５日	日田市国土利用計画策定委員会設置要綱制定
６月　７日	第５回事務調整会議　基本構想について
７月　９日	大分大学工学部 小林祐司准教授と協議
８月１７日	政策調整会議　基本構想、策定スケジュールについて
８月２４日	第１回日田市国土利用計画策定委員会　第１について
９月　７日	第６回事務調整会議　第１修正について
９月１２日	第７回事務調整会議　第２、第３について
１０月１５日	第２回日田市国土利用計画策定委員会　第１修正、第２、第３について
１０月２２日	第８回事務調整会議　パブリックコメント、県調整について
１１月　７日 ～１２月　６日	パブリックコメントの実施
１１月　８日 ～１２月１２日	大分県との調整
１２月１２日	第９回事務調整会議　写真挿入及び語句説明について
１２月２６日	第３回日田市国土利用計画策定委員会　第２修正、第３修正について
平成２５年　１月１５日	政策会議　日田市国土利用計画（案）について
２月２６日	国土利用計画法第８条の第３項により日田市議会に上程
３月２５日	日田市議会で議決

3. 策定委員会

(1) 委員会設置要綱

日田市国土利用計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第８条の規定に基づき、日田市国土利用計画を策定するために必要な検討を行うことを目的として、日田市国土利用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議検討を行い、その結果を市長に報告する。
（１）日田市国土利用計画の策定に関する事項
（２）その他市長が必要と認める事項
（組織）
第３条　委員会は１０名以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
（１）学識経験のある者
（２）市議会の議員
（３）市の住民
（４）市の職員
（５）その他市長が必要と認めた者
（任期）
第４条　委員の任期は、日田市国土利用計画の策定が終了するまでとする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
３　委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
（委員会）
第６条　委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　委員長は、必要があると認める時は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。
（委員会の公開）
第７条　委員会の公開又は非公開は、委員長が委員会に諮って決定する。
２　前項の規定に基づき、委員会を非公開にする場合は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、委員会の目的が達成できないおそれがある場合とする。
（事務局）
第８条　委員会の事務を処理するため、土木建築部都市整備課に事務局を置く。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
附則
この要綱は、平成２４年５月２５日から施行する。

(2) 策定委員会名簿

日田市国土利用計画策定委員会　名簿

	氏　名	分　野	所　属	備　考
委員長	小林　祐司	都市関係	大分大学工学部　准教授	
副委員長	岩里　諫夫	市民代表	日田市自治会連合会　会長	
委　員	武内　光太	商工業関係	日田商工会議所　副会頭	
委　員	松村　正純	農業関係	日田市農業委員会　副会長	
委　員	日高　　勲	林業関係	日田市森林組合　代表理事組合長	
委　員	日隈　知重	市議会	日田市議会（経済環境委員会 副委員長）	
委　員	松野　勝美	市議会	日田市議会（建設委員会 副委員長）	
委　員	樋口　虎喜	市役所	日田市農林振興部　部長	
委　員	貞清　唯行	市役所	日田市土木建築部　部長	

【アドバイザー】

氏　名	所　属	備　考
佐藤　雅和	大分県土木建築部 都市計画課 管理・土地利用班　主幹	

【事務局】

氏　名	所　属	備　考
森山　康夫	都市整備課　課長	
小埜　英郎	都市整備課 都市計画係　係長	
宮木　哲也	都市整備課 都市計画係　副主幹	
永瀬　元典	都市整備課 都市計画係　主査	
田中　大輔	都市整備課 都市計画係　主査	

【コンサルタント】

氏　名	所　属	備　考
米田　信吾	（株）パスコ 空間情報部 調査計画課　主任技師	